

国立公文書館等における利用等規則改正案の 公文書管理委員会への諮問について

内閣府大臣官房公文書管理課

- 公文書管理法においては、国立公文書館並びに行政機関及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている（法2条3項）。

(※) 国立公文書館等（16施設）

国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、北海道大学大学文書館公文書室、東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室、筑波大学アーカイブズ、東京大学文書館、東京外国語大学文書館、東京科学大学博物館資料館運営室公文書室、東海国立大学機構大学文書資料室、京都大学大学文書館、大阪大学アーカイブズ、神戸大学大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館、日本銀行金融研究所アーカイブ

- 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており、これを設けるとき又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（法27条1・3項）。

また、内閣総理大臣は、この同意をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（法29条2号）。

- 今般、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインの改正に伴い、国立公文書館等（16施設）より、利用等規則を変更するため、内閣総理大臣に対し同意の協議があったことから、当該利用等規則の一部改正案について、別紙のとおり公文書管理委員会に諮問するもの。

(案件) 国立公文書館等（16施設）の利用等規則の一部改正

(理由) 令和6年12月3日にガイドラインが改正されたことから、利用等規則の一部を改正するもの。

(施行日) 令和7年4月1日施行

府 公 第 3 号

令和 7 年 1 月 15 日

公文書管理委員会委員長 殿

内閣総理大臣

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 29 条第 2 号の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する改正案(別紙)について、諮問します。

(別紙)

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する改正案一覧

- 1 独立行政法人国立公文書館利用等規則案
- 2 宮内公文書館利用等規則案
- 3 外務省外交史料館利用等規則案
- 4 国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室利用等規程案
- 5 東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項案
- 6 筑波大学アーカイブズにおける保存、利用等に関する規程案
- 7 東京大学文書館利用等規則案
- 8 国立大学法人東京外国語大学文書館利用等規程案
- 9 東京科学大学博物館資史料館運営室公文書室利用等規程案
- 10 東海国立大学機構大学文書資料室利用等規程案
- 11 京都大学大学文書館利用等要項案
- 12 大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程案
- 13 神戸大学大学文書史料室利用等要項案
- 14 広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則案
- 15 九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程案
- 16 日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則案